

志木市立小中学校の再開の概要(改訂版)

令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染症については、本市が近接している東京都の感染者が急激に増加している状況にあります。また、埼玉県からは、週末における不要不急の外出を4月19日まで自粛するよう要請がありました。

このような状況の中、本市においては、都内への通勤・通学している市民の方も多いことから、児童・生徒の健康、安全を最優先に考え、「**4月19日**」まで休業期間を延長します。なお、児童・生徒の学習面・生活面に配慮し、臨時登校日を設けます。

入学式については、予定どおり実施します。

1 入学式について

(1) 小学校 … 4月9日(木)実施 【会場：体育館】

(2) 中学校 … 4月8日(水)実施 【会場：体育館】

出席者：新入生、教職員、新入生の保護者(1名)

来賓招待なし 在校生出席なし 市長及び教育長の紙上メッセージ

内容例：国歌 新入生呼名 学校長式辞 教職員紹介等 [45分以内]

集合写真については、児童・生徒及び教職員のみとします。

2 授業について

(1) 小学校

4月 8日(水) 休業 【臨時登校・始業式(密集・密接な状態を避け実施)】

4月 9日(木) 休業 【臨時登校・入学式、在校生〔2学年以上〕は休業】

4月10日(金) 休業 【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】

4月13日(月) 休業 【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】

4月14日(火) 休業

4月15日(水) 休業

4月16日(木) 休業 【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】

4月17日(金) 休業

4月20日(月) 学校再開 通常授業(給食あり)

以降 通常授業

○1年生は4月22日(水)から給食を開始します。

○保護者会、PTA会議等

休業期間中は、実施しないこととします。

○放課後志木っ子タイム

在校生は4月1日（火）から受け入れています。

新1年生は4月9日（木）の入学式から受け入れます。

○臨時登校日を除いた休業日には、共働き等により家庭で過ごすことができない児童については、3月の休業期間と同様に、学校でお預かりします。

なお、新1年生については、学校生活に慣れていないことから、できる限り家庭で過ごされるようお願いします。

○学童保育クラブ

在校生及び新1年生ともに4月1日（水）から受け入れています。

○校庭開放〔12時～16時30分〕

3月23日から実施している校庭開放は、4月17日（金）まで実施します。

（2）中学校

4月 8日（水）	休 業	【臨時登校・始業式（密集・密接な状態を避け実施）、 入学式】
4月 9日（木）	休 業	【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】
4月10日（金）	休 業	【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】
4月13日（月）	休 業	【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】
4月14日（火）	休 業	
4月15日（水）	休 業	
4月16日（木）	休 業	【臨時登校・短縮3時間授業・給食なし】
4月17日（金）	休 業	
4月20日（月）	学校再開	通常授業（給食あり）
	以降	通常授業

○部活動

4月20日以降 通常実施（当面、朝練習・対外試合は中止）

○保護者会、PTA会議等

休業期間中は、実施しないこととします。

○校庭開放〔12時～16時30分〕

3月23日から実施している校庭開放は、4月17日（金）まで実施します。

なお、4月8日（水）は中止します。

3 学校生活について

- (1) 健康状態を把握（検温等）するため、「健康カード」の提出を毎朝お願いします。
新学期にカードを配布いたします。
- (2) 37.5 度以上の発熱や体調不良の場合は自宅で静養し、病院に相談の上、受診してください。感染が疑われる場合は、朝霞保健所に御相談ください。
- (3) 健康観察後、風邪症状がある児童・生徒を確認した場合は、御家庭に連絡しますので、御対応をお願いします。
- (4) 児童・生徒の登校時、保護者の皆様の来校時には、マスク着用の協力をお願いします。
- (5) 例えば、呼吸器の障害を有するなど、医療ケアを必要とする児童・生徒については、主治医や学校医と相談の上、個別の判断をいたします。その際、登校することが適当でないと判断された場合、欠席扱いとはしません。
- (6) 保護者の皆様の来校時には、氏名、時間等の御記入をお願いします。

4 授業実施上の留意事項について

学校では、次のような事項に留意して授業を行います。

- (1) 常に教室の換気に努め、閉鎖的な空間での授業は避けること。
- (2) 温度、湿度の管理に努め、必要に応じて施設の消毒やアルコール消毒液の設置など可能な範囲で対応すること。
- (3) 実技を伴う授業では、身体的接触を避けること。
例えば、音楽授業における歌唱は、児童・生徒の間隔を空けて行う。外国語（外国語活動）は向かい合っでの発声はしない。

5 未指導分の対応について

今回の休業に伴う未指導分の学習については、各担任、教科担任が未指導の単元、分野を整理したものを次のとおり対応します。

- (1) 国語の漢字、算数の計算問題、英単語等の自学自習できる内容については、学校から課題を提示すること。また、現在の休業中に家庭学習しているものを引き続き行うこと。
- (2) 家庭学習では対応できない部分については、次年度の学級担任、教科担任へ引き継ぎ補充的な授業を計画的に指導すること。
また、スマート教員、市費教員を活用して、担任とともに、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うこと。

6 その他

- (1) 学校開放事業については、4月20日（月）から実施します。
- (2) 5月以降における運動会等の学校行事の対応については、できる限り早期に判断します。